

新ヘルスケア産業フォーラム 規約

第1章 総則

(名称及び定義)

第1条 本会は、新ヘルスケア産業フォーラムと称する。英語表記は、New Health Care Industry Promotion Forum (略称：NHC Forum) とする。

2 本規約において新ヘルスケア産業とは、次の業を指す。

- (1) 医療、介護、高齢者の住まい、疾病予防、未病改善、健康増進並びにスポーツ等に関するサービス業
- (2) 医療機器、福祉用具、介護用品、医薬品、健康増進に寄与する機器・食品、スポーツ用品等の製造業
- (3) その他、前各2号に付帯する業

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を名古屋市昭和区滝川町に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 本会は、地域の産・学・官が幅広く連携・協働することにより、新ヘルスケア産業を中部地域の新たな成長産業として創出・育成していくことを地域全体の運動として展開することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新ヘルスケア産業に係る情報の収集及び発信
- (2) 新ヘルスケア産業の創出・育成に取り組む主体間の交流・連携の促進
- (3) 新ヘルスケア産業の創出・育成に向けた新たな手法の開拓
- (4) 新ヘルスケア産業の創出・育成に係る啓発・広報
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(機関等の設置)

第5条 本会に、総会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員の要件と種別)

第6条 第3条の目的に賛同し、第4条に掲げる事業に主体的に参画する意思を有する者は、本会の会員として活動することができる。

2 本会の会員は、次の4種とする。

(1) 正会員 A

法人・団体等

(2) 正会員 B

医療・介護・福祉事業者

新ヘルスケア産業関連の大学、教育・研究機関、職能団体等

(3) ネットワーク会員

新ヘルスケア産業関連の協議会、研究会、異業種交流グループ等を代表する機関・団体

(4) 特別会員

行政機関等

(5) 個人会員

部会・研究会・又は入会承認後1年以上が経過し、会費の未納入がない正会員からの推薦を受けた個人

(入会)

第7条 正会員 A 及び B (以下、「正会員」という。)として入会しようとする者は、理事会が別に定める基準を満たしたうえで、理事会が別に定める入会手続きに則り申し込み、事務局長の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員とする。

2 事務局長は、第1項により正会員の承認を行う際、必要に応じて理事会と協議することができる。

3 ネットワーク会員は、理事の推薦を受け、事務局長が第1項に準じて審査し、承認する。その承認があったときに会員とする。

4 特別会員は、理事による推薦並びに理事会の承認をもって会員とする。

5 個人会員は、部会・研究会・又は入会承認後1年以上が経過し、会費の未納入がない正会員から推薦を受けた個人とし、別途定めるエントリーシートにより事務局が入会適否を判断する。

(会費)

第8条 正会員及び個人会員は、理事会が別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会手続きに則り、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき
- (2) 当該会員が解散し、又は死亡したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(種類)

第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 会員は、議決権の有無にかかわらず、総会において発言することができる。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 規約の変更
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (6) 解散
- (7) 合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、この規約に定める事項

(開催)

第16条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時総会は、必要がある場合に開催する。

2 臨時総会は、書面又は電磁的記録により開催することができるものとする。

(招集)

第17条 総会は、理事会の決議に基づき代表が招集する。

(議長)

第18条 総会の議長は、代表がこれに当たる。代表に事故等による支障があるときは、代表が予め指名した者が議長を代行する。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の3分の1以上の正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 役員解任
- (2) 解散

3 第16条第2項により開催される臨時総会の決議は、前2項を準用する。

(代理)

第20条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人によって、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により、書面又は代理人により議決権を行使する会員は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事の確認を得る。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事は、正会員から選定する。

3 理事のうち、1名を代表とする。

4 理事のうち、若干名を常任理事とすることができる。

(選任等)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 代表及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、本会の理事もしくは事務局を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 代表は、本会を代表し、その職務を執行する。代表に事故あるときは、代表があらかじめ指名する者が職務を代行する。

2 常任理事は、本会の管理運営に係る業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査するとともに、本会の会計を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業及び会計の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された役員任期は、他の在任役員任期の残存期間と同一とする。

3 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、総会で別に定めたときは、この限りでない。

(顧問)

第29条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦を受け代表が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して助言することができる。

4 顧問の任期は1年とする。

5 顧問は無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 規則等の制定、変更及び廃止に関する事項

(4) その他、本会の運営に関する重要な事項であって、総会の決議によらないこと

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき

(2) 代表以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表に招集の請求があったとき

4 臨時理事会は、書面又は電磁的記録により開催することができるものとする。

(招集)

第33条 理事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(代理)

第36条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人によって、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により、書面又は代理人により議決権を行使する理事は、出席した理事の議決権の数に参入する。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事の確認を得る。

第6章 部会

(部会)

第38条 正会員及び事務局は、理事会に部会の設置を提案することができる。

2 部会は、第4条に掲げる事業を一定数以上の会員が連携して実施する場とする。

3 第1項の提案があった場合、理事会は、別に定める部会の設置・運営基準により審査し、基準を満たした場合は、これを承認する。

4 各部会に部会長及び幹事を置く。

5 部会長は、毎事業年度、又は理事会の求めに応じ、その活動内容を理事会に報告する。

6 理事会は、部会が本会の目的に沿わない活動をしていると認めるときは、決議を経て第3項の承認を取り消すことができる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表が作成し、理事会の承認を経て、総会が決定する。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く。）しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、規約及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 解散

(解散)

第42条 本会は、総会の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業を行う法人・団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 本会の次の事務を処理するため、事務局を設置する。

- (1) 第4条各号の実施
- (2) 総務、渉外及び会計

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事の中から選出し、代表が理事会の承認を経て任免する。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況等につきインターネットホームページ等を利用して積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第46条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第11章 附則

(特別の利益の禁止)

第47条 本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈する者、本会の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第48条 本会の設立初年度の事業年度は、この規約の制定日（平成24年8月27日）から平成25年3月31日までとする。

2 第23条第1項の規定にかかわらず、設立当初の役員は、総会の決議によらず、設立発起人又は設立発起人が推薦した者とする。

3 第40条第1項に規定にかかわらず、設立初年度の事業計画及び収支予算は、理事会の承認は不要とする。